

厚生労働大臣の定める掲示事項

1 当センターは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

2 入院に関する事項

当センターは急性期一般入院料 1 の施設基準の届出を行っております。[各病棟の看護配置](#)につきましては、病棟に掲載しております。また、急性期看護補助体制加算 1 の施設基準の届出についても行っております。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、医師決定支援及び身体拘束の最小化に関する事項

当センターでは、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、医師決定支援及び身体拘束の最小化についての基準を満たしております。

4 感染対策向上加算に関する事項

当センターでは、感染管理室を設置し、院内感染対策指針、教育活動や感染防止技術の普及、感染対策ラウンド等、専門家集団によるチーム医療として患者さんに質の高い医療を提供できるように、組織横断的に活動しています。患者・家族、職員の感染制御のためICT（Infection Control Team:感染対策チーム）を、薬剤耐性菌対策や適切な感染症診療支援のためにAST（Antimicrobial Stewardship Team:抗菌薬適正使用支援チーム）を結成し、課題に取り組んでいます。また、近隣地域の施設とも連携を図り、感染対策の質向上に向けて取り組んでいます。

別掲の「[院内感染対策指針](#)」をご参照ください。

5 医療安全対策加算に関する事項

当センターでは、医療安全推進室を設置し、安全管理の指針、医療事故等の報告体制を整備し、医療安全管理者等で構成された医療安全推進委員会にて医療安全対策・改善策の実施、職員研修の計画的な実施、患者相談を行っております。

《転倒・転落防止策について》

入院生活をする病院の環境は、それまで住み慣れた家庭とは異なります。その生活環境の変化に、病気やケガによる体力や運動機能低下が加わり、思いがけない転倒・転落が起こることがあります。

医療安全の感性を高め、安全・安心の医療を提供できるよう活動しています。

《患者さんの確認行為について》

当センターでは、誤認事故を防止するため、入院中は患者さんの氏名等が明記されたリストバンドを装着しております。そのため、点滴、処置、採血等の検査、また外来受診等の際には、医療者がリストバンドでご本人確認をするとともに、患者さんご自身に「お名前（フルネーム）」「生年月日」を名乗っていただきます。

別掲の「[医療安全管理指針](#)」をご参照ください。

6 入院時食事療養に関する事項

- 当センターは入院時食事療養費（Ⅰ）の基準を満たし、管理栄養士により患者さんの疾病・病状・年齢等に適切な栄養量および内容の食事療養を行っております。
- 入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理により、適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供されています。
- 入院時食事療養費の標準負担額（1食つき）

一般70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者（限度額区分A）	一般	510円	
一般（限度額区分B）			
低所得者（限度額区分C）	低所得Ⅱ	90日目までの入院	240円
		91日目以降の入院（長期該当者）	190円
該当なし	低所得Ⅰ（老齢福祉年金受給権者）	110円	

- 乳幼児へのミルク提供1回は提供量に関係なく、1食として計算されます（1日3食を上限とする）。
 - 当センターでは、食事制限のない患者さんを対象に、通常の食事よりも高価な食材を使用した特別メニューの提供を行っております。ご希望の方は医師または看護師にお申し出ください。ただし、食物アレルギーや嗜好等により召し上がれない食品についての対応は行っておりません。
- なお、申し込まれた場合は、食事療養費のほかに別途1食1,320円（税込）を徴収しております。
- 2026年4月より朝食の常食・全粥食など一部変更（おかずの提供方法が変わります）について、主食（ご飯）や汁物はこれまでどおり提供いたしますが、おかず（主菜1品、副菜2品）は、1つの容器にまとめて提供しております。

7 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出について

別掲「[施設基準について](#)」をご参照ください。

8 DPC対象病院について

当センターは、厚生労働省指定の「診断群分類（DPC）別包括支払方式」対象病院です。

「診断群分類（DPC）別包括支払方式」は、病名や診療内容などによって分類された「診断群分類別」にあらかじめ1日あたりの料金が定められた「包括払い部分」と「出来高払い部分」の金額を合算する計算方式です。

当センターの医療機関別係数※は、1.5555です。（2025年06月01日時点）

※（基礎係数：1.0718+機能評価係数Ⅰ：0.3790+機能評価係数Ⅱ：0.0784+救急補正係数=0.0263）

9 医療情報取得加算に関する事項

当センターは、マイナ保険証をオンラインで資格確認を行うための顔認証付カードリーダーを設置しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療に伴い医療情報取得加算がかかります。

診療報酬	区分	点数	算定頻度
医療情報取得加算	初診	1点	月1回
	再診	1点	3か月に1回

マイナ保険証、紙の資格確認の受診に関わらず、医療情報取得加算がかかります。

10 医療DX推進体制整備加算に関する事項

当センターは、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでおります。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方せんの発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みについては今後導入予定です。

診療報酬	区分	点数	算定頻度
医療DX推進体制整備加算	初診	8点	月1回

《マイナ保険証の利用について》

[顔認証付カードリーダーの使い方](#)

11 個人情報保護に関する事項

別掲の「[個人情報保護](#)」をご参照ください。

12 医療人の育成に関する事項

当センターは、厚生労働省指定の臨床研修病院です。指導医の指導・監督のもと、初期研修医が外来・病棟等で診療を行っております。また、看護師や助産師、薬剤師など様々な職種の実習生を受け入れている施設でもあります。

次世代の医療人を育成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

13 医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に対する取組みに関する事項

別掲の「医療従事者負担軽減の現状と計画」をご参照ください。

《[医療従事者の負担軽減及び処遇改善の取組み](#)》

14 敷地内禁煙に関する事項

当センターは、屋内外を問わず、「周辺地域を含めた病院敷地内全面禁煙」です。

15 禁煙外来に関する事項

当センターでは、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対して、禁煙のお手伝いができるよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は、主治医または健康管理センター受付までお申し出ください。

16 栄養サポートチーム（NST）による診療に関する事項

当センターでは、日本栄養治療学会「NST稼働施設認定施設」として活動しています。主に医師から指示があった低栄養状態、低栄養のおそれがある患者さんを対象に栄養状態改善を目的として医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等がチームとなってカンファレンスや回診を行っています。適切な栄養療法を提案することで医師の診療を支えています。

17 院内トリアージ実施料に関する事項

当センターは、東京都の二次・三次救急医療機関として、緊急度・重症度の高い患者さんを最優先に診療しています。そのため、救急外来では看護師が症状を確認し、緊急度や重症度に応じて診察の順番を決める【トリアージ】を行っています。この仕組みにより、

- ・ 診察の順番が受付順と異なる
- ・ お待ちいただく時間が長くなる
- ・ 重傷患者の対応により診療が一時中断することがあります。

18 外来腫瘍化学療法診療料及び連携充実加算に関する事項

当センターでは、化学療法を受けられる患者さんの治療に際し、以下の体制を整備しております。

- ・ 化学療法に係わる、専任看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置し、緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しております。
- ・ 治療による副作用や病状により緊急で入院が必要になった場合に、入院治療を行う体制を整備しております。
- ・ 当センターで実施される化学療法について、医師、看護師、薬剤師など多職種で治療内容の妥当性を評価し、当該委員会にて承認しております。
- ・ 他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談および情報提供等に応じる体制を整備しております。

《[地域がん診療連携拠点病院](#)、[がんゲノム医療連携病院](#)》

19 後発医薬品使用体制加算、バイオ後続品使用体制加算に関する事項

当センターでは、患者さんの医療費の負担軽減や国の政策を推進する観点から、入院および外来において、後発医薬品（[ジェネリック医薬品](#)）やバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しております。

また、医薬品の供給が不足した場合に、処方箋の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には患者さんに十分な説明を行っております。

バイオシミラーとは、ジェネリック医薬品と同じように、バイオ医薬品（先行品）の特許が切れた後に、他の製薬会社によって販売される薬です。これらは、国の厳しい審査により、品質、有効性および安全性が先行品と同等であることが、臨床試験を含め様々な試験により確認されています。

高額なバイオ医薬品（先行品）に代わって、患者さんや医療保険制度の負担軽減ができる医薬品のため、バイオ後続品（バイオシミラー）を使用することにご理解ご協力をお願いいたします。

20 明細書発行体制について

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、使用した薬や行われた検査などの個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を領収書発行時に無料で発行しております。（入院診療費については、請求書発行時）

なお、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても当該明細書は発行されます。

明細書に病名は記載されておりましたが、医療費の詳しい明細が記載されている点をご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望しない場合はお支払い時に、①自動精算機では「発行しない」を選択する。または、②会計窓口で「明細書不要」の旨をお申し出てください。

21 一般名処方加算に関する事項

当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般処方によって特定に医薬品が不足した場合であっても、患者さんに必要な医療品が提供しやすくなります。

22 下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関する事項

当センターは、慢性維持透析患者さんの下肢末梢動脈疾病について、専門的な治療体制を有しております。

《[血管内治療センター](#)》

23 急性期充実体制加算に関する事項

【実績期間：2024年4月1日から2025年3月31日】

区分アに分類される実績	件数
(イ) 全身麻酔による手術	3,465 件
うち、緊急手術	410 件
(ロ) 悪性腫瘍手術	680 件
(ハ) 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下	797 件
(ニ) 心臓カテーテル法による手術	490 件
区分イに分類される実績	件数
(イ) 異常分娩	728 件
(ロ) 6歳未満の乳幼児の手術	518 件

24 ハイリスク分娩管理加算に関する事項

【実績期間：2025年1月1日から2025年12月31日】

- ・1年間の分娩実施件数：1,373 件
- ・常勤産科医師 ： 22 人（2026年1月1日時点）
- ・常勤助産師 ： 138 人（2026年1月1日時点）

25 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の件数

【実績期間：2025年1月1日から2025年12月31日】

■区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	59 件
イ	黄斑下手術等	50 件
ウ	鼓室形成手術等	34 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	107 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	187 件

■区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	15 件
イ	水頭症手術等	84 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1 件
エ	尿道形成手術等	104 件
オ	角膜移植術	16 件
カ	肝切除術等	53 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	19 件

■区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	1 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	17 件
キ	同種死体腎移植術等	5 件

■区分4に分類される手術（腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術）

710 件

■区分5に分類される手術

ア	人工関節置換術	196 件	
イ	乳児外科施設基準対象手術	4 件	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	35 件	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	58 件	
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	15 件 2 件 28 件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1 件	
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	5 件 10 件 165 件

26 病棟薬剤業務実施加算

当センターは、患者さんが安心して治療を受けられるよう病棟に専任の薬剤師を配置し、以下の業務を行っております。

- ・入院時の持参薬の確認・服薬計画の提案
- ・薬剤の副作用や安全性情報の周知
- ・ハイリスク薬の服薬説明 など

27 がん性疼痛緩和指導管理料

当センターでは、がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを提供できる体制を有しております。

28 入退院支援加算

当センターでは、入退院支援及び地域連携業務に関する専従および専任の看護師ならびに社会福祉士／看護師を配置し、退院支援を行う十分な体制を整備しております。

選定療養費に関する揭示事項

1 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

入院の場合

別掲の「室料差額および設備一覧」もしくは「入院のご案内」をご参照ください。

外来の場合（7A 外来化学療法室）

室数	部屋番号	金額／日（税込）
1	718 号室	22,000 円
4	707・708・710・711 号室	11,000 円

2 初診選定療養費に関する事項 医科：11,000 円（税込） 歯科：11,000 円（税込）

2016年4月の健康保険法改正により、200床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から、選定療養費として診療費の他に5,500円以上（2022年10月1日から7,700円以上）の金額を徴収することが義務化されました。

この制度に基づき、当センターでは上記の選定療養費を徴収しております。

【徴収対象外となる事例】

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた方
（整骨院、接骨院、鍼灸院、海外の医療機関からの紹介状、自ら作成した紹介状等は対象外）
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・受診後、そのまま入院した場合
- ・医科と歯科の間で院内紹介されて受診した場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
（乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は対象外）
- ・治験協力者である場合
- ・災害により被害を受けた方が受診する場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

3 再診時選定療養費に関する事項 医科：11,000 円（税込） 歯科：11,000 円（税込）

2016年4月の健康保険法改正により、200床以上の地域医療支援病院は、専門的・急性期の医療が終わり、症状が安定した患者さんを他の医療機関へ紹介することが義務化されました。

併せて、200床以上の地域医療支援病院から他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介先の医療機関からの紹介状を持たずに同じ地域医療支援病院を再度受診した場合、選定療養費として診療費の他に2,500円以上（2022年10月1日から3,000円以上）の金額を徴収することが義務化されました。

この制度に基づき、当センターでは上記の選定療養費を徴収しております。

【徴収対象外となる事例】

- ・受診後、そのまま入院した場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
(乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は対象外)
- ・災害により被害を受けた方が受診する場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

4 時間外選定療養費に関する事項 11,000円(税込)

当センターでは、『生命危機を伴う重症及び複数の診療科領域に渡る重篤な救急患者を受け入れる救命救急センター』と『緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れ、治療を行う母体救命対応総合周産期母子医療センター』の指定を東京都より受けております。

そのため、当センターは入院を必要とするような重篤な患者さんに対して24時間体制で救急医療体制を維持しております。この体制を維持するために、『保険医療機関及び保険医療療養担当規則 保険医療機関が表示する診療時間以外における診療』によって、緊急性の低い軽症の方から選定療養費を徴収することが認められております。この制度に基づき、当センターでは上記の選定療養費を徴収しております。

【徴収対象外となる事例】

- ・小児(中学生まで)の方である場合
- ・救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- ・救急車で搬送された場合
- ・受診後、そのまま入院した場合
- ・当センターで治療中の疾患が急変した場合
- ・当センターで出産を予定している方で産科救急を受診した場合
- ・当センター医師から受診を指示された場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合
(乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は対象外)
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

5 医科点数表等に規定する回数を超えて行う検査等に関する事項

・腫瘍マーカーの α -フェトプロテイン(AFP)	1,268円(税込)
・腫瘍マーカーの癌胎児性抗原(CEA)精密測定	1,268円(税込)
・腫瘍マーカーの癌胎児性抗原(PSA)精密測定	1,364円(税込)
・腫瘍マーカーのCA19-9	1,364円(税込)

6 入院期間が180日を越える入院に関する事項

当センターでは、入院医療の必要性が低く、患者さん側の事情により入院期間が通算180日を超えた患者さん(別に厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除く)について、選定療養費として診療費の他に1日につき2,722円(税込)を徴収いたします

7 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）に関する事項

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金がちょうど4分の1にならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

8 多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金

・テクニス ピュアシーオプティブルー	209,000円（税込）
・テクニス ピュアシートリックⅡ VB	242,000円（税込）
・テクニス オデッセイ オプティブルー	209,000円（税込）
・テクニス オデッセイトリックⅡ VB	242,000円（税込）
・ファインビジョンHP	242,000円（税込）
・Clareon Pan Optix	231,000円（税込）

9 金属床による総義歯の提供

・金属床義歯（コバルトクロム床）	385,000円（税込）
------------------	--------------

各種自費料金に関する揭示事項

1 頭皮冷却法 (PAXMAN®)	22,000 円 (税込)
2 位置的頭蓋変形症に対するヘルメット誘導療法	
頭蓋形状矯正ヘルメット代	330,000 円 (税込)
再診料	3,300 円 (税込)
3 皮膚科における自費診療にかかる料金	
・診察料 (レーザー)	3,300 円 (税込)
・診察料 (爪切り)	1,100 円 (税込)
・色素レーザー 1 c m ² 未満/回	11,000 円 (税込)
・色素レーザー 9 c m ² 未満/回	33,000 円 (税込)
・色素レーザー 36 c m ² 未満/回	66,000 円 (税込)
・色素レーザー 酒さ (両頬)	88,000 円 (税込)
・色素レーザー 酒さ (両頬+額)	110,000 円 (税込)
・炭酸ガスレーザー 3 c m × 5 c m以内	22,000 円 (税込)
・足の爪切り1ヶ所	550 円 (税込)
・足の肥厚爪、巻き爪等の爪切り1ヶ所	1,100 円 (税込)
・手の爪切り1ヶ所	330 円 (税込)
・手の肥厚爪、巻き爪等の爪切り1ヶ所	880 円 (税込)
・局所麻酔薬ペンレステープ 1枚	880 円 (税込)
・局所麻酔薬エムラクリーム 10g	3,300 円 (税込)
・リンデロンV 1本	990 円 (税込)
・ゲンタマイシン軟膏 1本	1,100 円 (税込)